

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湘北短期大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互に連携を深め、学生生活の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 学友会選挙の運営・管理
- (2) リーダーズキャンプ及び定期的なイベント活動
- (3) 財務管理と財務対応
- (4) 学生生活に関する調査及び広報
- (5) ボランティア活動
- (6) 湘北祭の開催及びそれに伴う諸活動
- (7) サークル・同好会の諸活動
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 構成員・会費

(構成員)

第4条 本会は、以下の構成員を以って組織する。

- (1) 普通会员
- (2) 特別会員

普通会员は、湘北短期大学の各学科に在籍する全学生とし第3条に掲げる事業に積極的に参加する。

特別会員は、湘北短期大学専任教職員とし、学友会の諸活動に対し助言を与えるものとする。

(会費)

第5条 普通会员は、在学期間中の会費として、10,000円を入学手続き時に納入する。なお、特別会員は、この義務を持たないものとする。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第6条 本会の役員は、普通役員と特別役員に分ける。

(普通役員)

第7条 本会は、以下の普通役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2. 会長は、本会を代表し、第2条(目的)を達成するための諸活動の活発化と連携の強化の主導に努めると共に、①本会活動における発議、②代議員会の招集、③諸活動の活動実態の監査と把握の職務を担う。

副会長は、会長の補佐の任にあたり、会長に事故がある時に会長の職務執行代理を務める。また、副会長は書記と会計の職務も兼ねる。

(普通役員の選出・任期)

第8条 普通役員の選出にあたっては学友会選挙規則の規定に従う。普通役員の任期は1年とし再任を妨げない。

(特別役員)

第9条 本会に、以下の教職員役員(特別役員)を置く。

1. 名誉会長

名誉会長は、湘北短期大学学長とする。

2. 学生委員(本学学務分掌による委員)

3. サークル顧問

4. 会計監査

学生委員は、特別会員の中から名誉会長によって委嘱される。

学生委員は、執行部の活動及び代議員会の決定および承認について、認証を与える権限を有する。認証を与えない場合、決定を保留、もしくは再検討させる事ができる。

サークル顧問ならびに会計監査は特別会員の中から、学生部長によって委嘱される。

## 第4章 運営組織

### (運営組織)

第10条 本会は以下の組織により運営される。

1. 執行部
2. 専門委員会
3. 部長会
4. 代議員会

### (執行部)

第11条 本会の執行機関として、執行部を置く。執行部は、本会運営について責任を負い、第3条に掲げる事業を企画・執行する。議事録は、全会員の把握が可能な情報媒体を通じて公示する。

### (執行部の構成員)

第12条 執行部は、以下の執行部員によって構成される。

- (1) 会長
- (2) 書記（副会長が兼務する）
- (3) 会計（副会長が兼務する）
- (4) 運営部門長
- (5) 財務部門長
- (6) 調査広報部門長
- (7) イベント企画部門長

### (執行部の任期)

第13条 執行部員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (執行部の召致権)

第14条 執行部は、必要に応じて参考人を召致し、執行部会へ参加させることができる。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本会に、専門委員会を置く。

(専門委員会の構成)

第16条 専門委員会は以下によって構成される。

- (1) スポーツ大会実行委員会
- (2) 湘北祭実行委員会
- (3) 福祉委員会
- (4) 国際交流委員会
- (5) 部長会

(専門委員会の職務)

第17条 専門委員会は、本会の活動を構成する各種事業の企画・運営を行う。

(専門委員会の改編)

第18条 専門委員会は必要に応じて自らの発議、または、本会会長の発議により、組織の改編を行うことができる。組織の改編に当たっては、代議員会の決定と学生委員会の認証により成立する。

## 第6章 サークル・部長会

(サークルの定義)

第19条 本会に、サークル及び同好会を置くことができる。本会におけるサークルとは、社会性を持ちながら、メンバーの安全性に配慮しつつ、スポーツならびに文化活動を通じて、研鑽を重ねるという目的を果たす組織を指す。

(同好会の定義)

第20条 同好会とは、サークルになるための準備団体である。

(新規サークルの結成)

第21条 新規サークルを結成するためには、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 部長、副部長、会計を含む 3名以上の部員を有すること
- (2) 特別会員から1名以上の顧問を置くこと
- (3) 具体的な活動目的を有し、学友会の活動として立ち上げる意義を有すること

- (4) 具体的な活動内容及び活動計画を有すること
- (5) 次年度以降に活動を継続させるための具体案を有すること
- (6) 学内の学生が誰でも参加でき、学科別の偏りのない参加が望めること
- (7) 既存の同好会・サークルと活動内容が類似していないこと

## 第6章 サークル・部長会

### (サークルの定義)

第19条 本会に、サークル及び同好会を置くことができる。本会におけるサークルとは、社会性を持ちながら、メンバーの安全性に配慮しつつ、スポーツならびに文化活動を通じて、研鑽を重ねるという目的を果たす組織を指す。

### (同好会の定義)

第20条 同好会とは、サークルになるための準備団体である。

### (新規サークルの結成)

第21条 新規サークルを結成するためには、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 部長、副部長、会計を含む 3 名以上の部員を有すること
- (2) 特別会員から 1 名以上の顧問を置くこと
- (3) 具体的な活動目的を有し、学友会の活動として立ち上げる意義を有すること
- (4) 具体的な活動内容及び活動計画を有すること
- (5) 次年度以降に活動を継続させるための具体案を有すること
- (6) 学内の学生が誰でも参加でき、学科別の偏りのない参加が望めること
- (7) 既存の同好会・サークルと活動内容が類似していないこと

### (新規サークルの結成手続)

第22条 結成においては、「新規サークル結成願」を教務・学生部に提出し、執行部での審議し、代議員会及び学生委員会の承認を得なければならない。承認を得たサークルは同好会として活動を行うことができる。

### (同好会の活動)

第23条 同好会は、1 年間の活動実績を積まなければならない。活動実績の報告につき、第29条に定めるサークルの規定を準用する。

### (公認サークルへの昇格)

第24条 発足後 1 年後以降の最初の 1 1 月末に第21条に定める要件を満たす同好会は、公

認サークルに昇格可能となる。

(サークル代表選出)

第25条 各サークル代表は、そのサークルに所属する普通会員の中から互選される。各サークル代表は、第34条に定める部長会に所属することを義務とする。

(サークルの活動)

第26条 各サークルの活動は、顧問の助言のもと、行わなければならない。また、顧問以外に、専門的な指導にあたる指導員が必要な場合は、学生委員が委嘱する専門指導員（コーチと呼称する）を置くことができる。

(サークル活動費)

第27条 サークルは原則として、一人年間1,000円以上の部費を徴収し、活動費とする。

(公認サークルの活動費補助)

第28条 公認サークルは本会に活動費補助として予算を申請し、分配を受けることができる。

(公認サークルの継続)

第29条 公認サークルは次のすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 11月末時点での1年生の部員数が3名以上であること
- (2) 活発な活動実績を有し、学友会の行事に積極的に参加すること
- (3) 毎年11月末に執行部に対し、活動実績報告を行うこと
- (4) 財務委員会への収支報告及び部長会への備品管理状況報告を行うこと
- (5) 1月の部長会で活動実績を報告すること

(活動調査)

第30条 執行部は、活動実績報告の提出を受け、必要と認めるときはサークルに対し活動状況調査を行うことができる。

(公認サークルの同好会への降格)

第31条 サークルは次の場合、同好会に降格する。

- (1) 学生委員会及び執行部が第29条に定める条件を満たしていないと判断し、代議員会の承認を経たとき
- (2) 11月末の時点で、1年生部員が1名以上2名以下のとき

(公認サークルの休止・解散)

第32条 以下に示す項目に該当するサークルは、代議員会の議決または学生委員会の決裁により活動の休止もしくは解散を命ぜられることがある。

- (1) 活動計画および実績報告が提出されないとき
- (2) サークル内で不祥事が発生したとき
- (3) 活動内容が、第21条(3)から(7)に該当せず、そのレベルに達しないと判断されたとき
- (4) 第19条に定めるサークルの定義に反する行為があったとき
- (5) 11月末の時点で、1年生部員が0名となったとき
- (6) 活動が不活発と判断されたとき

(同好会の解散)

第33条 同好会は結成した年の11月末に1年部員が3名以上おらず、かつ顕著な活動実績がないと判断されたときは、3月末で解散するものとする。

(部長会)

第34条 本会に、サークル統括機関として部長会を置く。

(部長会の構成員)

第35条 部長会は、公認サークル及び同好会の代表によって構成される。

(部長会代表選出)

第36条 部長会会長は、部長会に所属する各サークル代表の中から互選され、代議員会の承認と学生委員会の認証を経て就任する。

(部長会の職務)

第37条 部長会の職務は以下の通りとする。

1. 各サークル・同好会で使用する設備・備品の管理
2. 各サークル・同好会の活動場所(部室・教室など)に関する調整
3. 体育関連行事などの各種行事への協力
4. サークルの活動費補助予算の審議

## 第7章 代議員会

(代議員会)

第38条 本会の議決機関として、代議員会を置く。

(代議員会の構成員)

第39条 代議員会は執行部員と以下の基準及び人数に基づく代議員によって構成される。

(1) 各専門委員会より8名（専門委員会委員長を除く）

ただし、専門委員会から8名の選出が不可能な場合は、この限りではない。また、各専門委員会の代議員8名は、原則として2年生と1年生の各4名で構成する。ただし、どちらかの学年の人数が4名に満たない場合は、この限りではない。

(2) 各サークルより代表2名

原則としてサークル長1名と1年生1名で構成する。ただし、1年生がいない場合は2年生を選出する。

(代議員の承認・任期)

第40条 代議員は4月末日までに選出され、学生委員会の承認を経て任命される。代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(代議員の職務)

第41条 代議員は代議員会において、以下の項目について議決・承認する。

1. 執行部員の承認

2. サークルの新規成立・継続

3. 第3条に掲げる事業計画、予算案、事業報告、決算報告

4. 本会会則の改変

(代議員会の開催)

第42条 代議員会は、会長の招集により、年に2回以上開催しなければならない。なお、会長は必要に応じて臨時に代議員会を開催することができ、代議員はそれに応じなくてはならない。

(代議員会の成立条件)

第43条 代議員会は、執行部員および代議員それぞれ過半数の出席又は回答をもって成立する。議事の進行は、執行部員のうち1名が議長を務め、これにあたる。議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって議決とすることができる。なお、原則として学生委員1名以上の立ち合

いを求めることとする。

(全学生の意見の反映)

第44条 普通委員および執行部調査広報部門により収集された意見に対し、代議員会及び代議員会に準ずる場合は、その意見を十分反映させなければならない。

(情報の公開)

第45条 第41条の会議結果については、議決後1ヶ月以内に学生委員会の承認を経て全学生に公示されなければならない。また、会議の招集・結果の報告とその他代議員会の議事に関する事項は、学内所定場所への掲示と全会員の把握が可能な情報媒体を通じて公示するものとする。

## 第8章 会計

(収入)

第46条 本会の経費は、下記の収入をもって充てる。

1. 普通会員から納入される会費
2. 大学から給付される援助金
3. 本会資産より生ずる利益及び利子
4. その他の雑収入

(支出)

第47条 本会の経費は、第3条に掲げる事業及びその推進費用の運営に支出される。

(決算報告)

第48条 前年度の会計に関する報告ならびに監査報告は、毎年5月に行い、学生委員の承認を経て、全会員に公示されなければならない。会計監査は特別役員が行い、学友会会則第46条ならびに第47条の会計業務を監視する。

(会計年度)

第49条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第9章 附則

(細則の設置)

第50条 本会の運営に関する細則等については、別に定める。

(発足)

本会は、昭和62年4月1日に発足する。

(会則の改正)

平成9年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成18年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成20年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成21年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成22年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成24年4月1日にこれを改正し、執行する。

平成26年4月1日にこれを改正し、執行する。

2023年12月1日に改正し、執行する。